

2014年9月

## 改正中国商標法について(追加ニュース)

この5月1日から施行されております改正中国商標法につきましては、これまで何度か新法の内容などについてご連絡差し上げましたが、その後判明しました改正規則、運用などについて下記の通りご紹介いたします。

### 出願および登録の分割について

4月にお送りしましたニュースにおいては出願分割および登録分割が可能となる旨お知らせしましたが、これについて次の通り補足、訂正申し上げます。

#### ● 出願分割について

審査の結果、一部の指定商品につき拒絶理由ありと判断された場合(一部拒絶)に限り、出願人は拒絶理由が該当しない指定商品について出願を分割することが認められます(改正規則22条)。従って出願人が任意に出願を分割することは認められませんし、また拒絶理由が該当しない指定商品ということは、原則として拒絶理由が該当する残余の指定商品とは非類似ということになります。

#### ● 登録分割について

施行規則改正案にはこれについての規定が見られましたが、最終改正規則ではこれが削除されました。従って登録の分割は認められませんが、指定商品の一部放棄は可能とのことです。

### 登録商標の使用について

これまでの法制度にも見られましたが、中国では登録商標の態様を勝手に変更して使用することは許されず、変更するときには再出願が必要とされ、これに背く場合は処罰(罰金、登録取消)の対象とされます(旧法44、22、48条、新法49、24、52条)。近年この制度の運用が厳しくなり、また登録商標と使用商標の同一性有無の判断が厳格になされる傾向が見られます。従って中国において既登録商標を多少ながら変更して使用する場合には、次のご配慮が必要となります。なお中国では登録表示は登録権利者の権利ですが、義務とはされておりません。

1. 使用商標に「登録商標」、「注冊商標」、「®(丸R記号)」など登録表示を付さないこと。  
これを付すと未登録商標についての登録商標表示虚偽記載とされる虞がある。
2. 変更商標を再出願すること。

### 審査遅延について

改正法施行に伴い中国商標局は局内のコンピュータ整備に手間どり、新法出願についてはまだ出願受付通知書の発行などの事務処理すらなされていません。他方、新商標法では審査期限は出願日から9か月と決められています(28条)。従って本年末頃には多数の出願につき経過報告や指令報告をまとめて差し上げることになるのではないかと予想されます。

以上